豊中市立 第十六中学校

参照：豊中市HP「転校の手続」2025年5月8日更新

転出・転居（転学）するときの手続きの流れ

お子様が第十六中学校から転校される保護者の方へ

【豊中市立学校の受付可能日時】土・日・祝日・年末年始（12/29〜1/3）・夏季休暇中学校閉庁日を除く 平日 8:30〜17:00　⚠ 転居が確定しましたら、なるべく早めに担任へご連絡ください。

ケース①

豊中市外（国内）へ引越する場合

STEP 1 連絡 引越が決まったら、早めに担任へご連絡ください

以下の両方の学校にご連絡ください。

・現在在籍の学校（第十六中学校）　・引越後に就学する学校

※引越後の学校は引越先の市区町村にご確認ください。

▼

STEP 2 役所 豊中市役所で転出届を提出する

★ 引越先住所・予定日が決まり次第、引越前でも手続き可能です。

📍 市役所市民課 / 庄内出張所 / 新千里出張所

💻 オンライン手続き可（来庁不要）

マイナポータルから転出届の申請が可能です。

〇 必要：マイナンバーカード ＋ 署名用電子証明書（6〜16桁の暗証番号）

〇 窓口の事前予約や届出書のスマホ事前作成（記入省略）も利用可

◆ 受け取る書類

転学通知書

▼

STEP 3 学校 第十六中学校で手続きをする（引越前）

◆ 提出する書類

✓ 転学通知書（STEP2で受け取ったもの）

◆ 受け取る書類

在学証明書　教科用図書給与証明書

▼

STEP 4 引越 豊中市外へ引越

▼

STEP 5 役所 引越先の市区町村役所で転入届を提出する

手続きの詳細は引越先の市区町村にご確認ください。

◆ 受け取る書類

転入学通知書

▼

STEP 6 学校 引越後に就学する学校で手続きをする

⚠ 登校日までに提出してください（間に合わない場合は学校に必ずご連絡を）

◆ 提出する書類

✓ 在学証明書（STEP3）

✓ 教科用図書給与証明書（STEP3）

✓ 転入学通知書（STEP5）

ケース②

豊中市内で引越（転居）する場合

STEP 1 連絡 引越が決まったら、早めに担任へご連絡ください

以下の両方の学校にご連絡ください。

・現在在籍の学校（第十六中学校）　・引越後に就学する学校

✔ 学校区が変わらない場合はSTEP3の転居届のみで手続き完了（STEP4以降は不要）

▼

STEP 2 引越 豊中市内へ引越

▼

STEP 3 役所 豊中市役所で転居届を提出する（引越完了後）

📍 市役所市民課 / 庄内出張所 / 新千里出張所

💻 スマホ・オンラインで手続きをスムーズに（来庁は必要）

〇 豊中市HPから窓口の事前予約が可能（待ち時間短縮）

〇 届出書のスマホ事前作成で窓口での記入を一部省略できます

⚠ 引越してから14日以内に届出してください

◆ 受け取る書類

転学通知書　転入学通知書

▼

STEP 4 学校 第十六中学校で手続きをする

◆ 提出する書類

✓ 転学通知書（STEP3で受け取ったもの）

◆ 受け取る書類

在学証明書　教科用図書給与証明書

▼

STEP 5 学校 新しい学校で手続きをする

⚠ 登校日までに提出してください（間に合わない場合は学校に必ずご連絡を）

◆ 提出する書類

✓ 転入学通知書（STEP3）

✓ 在学証明書（STEP4）

✓ 教科用図書給与証明書（STEP4）

転校手続きの詳細はこちら
豊中市ホームページ

【お問い合わせ】豊中市教育委員会事務局 学務保健課（市役所第一庁舎6階）TEL: 06-6858-2553　FAX: 06-6845-6778

／ タグ：[連絡]=連絡手続き [役所]=役所手続き [学校]=学校手続き [引越]=引越のタイミング　◆受け取る書類（黄）　◆提出する書類（緑）